

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
187	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 計画の目的・方針等</p> <p>第 2 計画の性格及び基本方針</p> <p>3 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>4 他の計画との関係</p> <p>(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ策定された愛知県地域強靱化計画を指針とするものとする。</p> <p>(2) この計画の実施に際しては、海部東部消防組合の「消防計画」、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「あま市総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震災害対策計画及び原子力災害対策計画）」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>第 3 計画の構成</p> <p>第 5 章 災害復旧計画</p> <p>第 3 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定地方行政機関</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 計画の目的・方針等</p> <p>第 2 計画の性格及び基本方針</p> <p>3 (略)</p> <p>4 愛知県地域強靱化計画との関係</p> <p><u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</u></p> <p><u>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</u></p> <p><u>(1) 県民の生命を最大限守る。</u></p> <p><u>(2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。</u></p> <p><u>(3) 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。</u></p> <p><u>(4) 迅速な復旧復興を可能とする。</u></p> <p>5 他の計画との関係</p> <p>(削除)</p> <p>この計画の実施に際しては、海部東部消防組合の「消防計画」、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「あま市総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画及び原子力災害対策計画）」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>第 3 計画の構成</p> <p>第 5 章 災害復旧・復興計画</p> <p>第 3 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定地方行政機関</p>	<p>県計画との整合</p> <p>表記の整理 県計画との整合</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
192	<p>(1) 名古屋地方気象台</p> <p>ア <u>地震に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表を行う。</u></p> <p>イ <u>次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。</u></p> <p> (ア) <u>大津波警報、津波警報、津波注意報、地震・津波情報</u></p> <p> (イ) <u>東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）</u></p> <p> (ウ) <u>緊急地震速報（気象庁から伝達する）</u></p> <p>ウ <u>地震防災対策強化地域の地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</u></p> <p>エ <u>南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</u></p> <p>オ <u>緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報を行う。</u></p>	<p>(1) 名古屋地方気象台</p> <p>ア <u>市やその他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</u></p> <p>イ <u>市が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。</u></p> <p>ウ <u>市やその他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</u></p> <p>エ <u>都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。</u></p> <p>オ <u>市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。</u></p>	
193	<p>(2) 中部地方整備局</p> <p>エ 応急復旧</p> <p>(ク) <u>要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策重両、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。</u></p>	<p>(2) 中部地方整備局</p> <p>エ 応急復旧</p> <p>(ク) <u>要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。</u></p>	表記の整理
194	<p>(4) 東海農政局</p> <p>ア <u>農地海岸保全事業、農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</u></p>	<p>(4) 東海農政局</p> <p>ア <u>農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</u></p>	表記の整理
195	<p>(10) 近畿中部防衛局東海防衛支局</p> <p>(追加)</p>	<p>(10) 近畿中部防衛局東海防衛支局</p> <p>(11) <u>国土地理院中部地方測量部</u></p> <p>ア <u>災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u></p> <p>イ <u>災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u></p> <p>ウ <u>災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</u></p>	県計画との整合

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由								
197	<p>7 指定公共機関</p> <p>(6) ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>(7) 日本赤十字社愛知県支部</p> <p>オ 義援金の受付と配分を行う。</p>	<p><u>エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関する情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。</u></p> <p>7 指定公共機関</p> <p>(6) ソフトバンク株式会社</p> <p>(7) 日本赤十字社愛知県支部</p> <p>オ 義援金等の受付と配分を行う。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>								
199	<p>第3 住民等の基本的責務</p> <p>1 住民の責務</p> <p>「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。</p> <p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p>	<p>第3 住民等の基本的責務</p> <p>1 住民の責務</p> <p>「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。</p> <p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、<u>緊急避難場所</u>や避難所で自ら活動する、あるいは市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p>	<p>表記の整理</p>								
206	<p>第5節 予想される地震災害</p> <p>第2 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測</p> <p>1 被害予測</p> <p>(2) 調査結果の概要</p> <p>イ 結果 (本市)</p> <p>a 「過去地震最大モデル」</p> <p>○被害量の想定結果</p> <table border="1" data-bbox="383 1204 1032 1401"> <tr> <td data-bbox="383 1204 589 1401">ライフライン 機能支障 (発災1日後;冬夕18時 発災)</td> <td data-bbox="589 1204 701 1401">下水道</td> <td data-bbox="701 1204 853 1401">機能支障 人口(人)</td> <td data-bbox="853 1204 1032 1401">約 <u>11,000</u></td> </tr> </table>	ライフライン 機能支障 (発災1日後;冬夕18時 発災)	下水道	機能支障 人口(人)	約 <u>11,000</u>	<p>第5節 予想される地震災害</p> <p>第2 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測</p> <p>1 被害予測</p> <p>(2) 調査結果の概要</p> <p>イ 結果 (本市)</p> <p>a 「過去地震最大モデル」</p> <p>○被害量の想定結果</p> <table border="1" data-bbox="1249 1204 1899 1401"> <tr> <td data-bbox="1249 1204 1456 1401">ライフライン 機能支障 (発災1日後;冬夕18時 発災)</td> <td data-bbox="1456 1204 1568 1401">下水道</td> <td data-bbox="1568 1204 1720 1401">機能支障 人口(人)</td> <td data-bbox="1720 1204 1899 1401">約 <u>13,000</u></td> </tr> </table>	ライフライン 機能支障 (発災1日後;冬夕18時 発災)	下水道	機能支障 人口(人)	約 <u>13,000</u>	<p>データの更新</p>
ライフライン 機能支障 (発災1日後;冬夕18時 発災)	下水道	機能支障 人口(人)	約 <u>11,000</u>								
ライフライン 機能支障 (発災1日後;冬夕18時 発災)	下水道	機能支障 人口(人)	約 <u>13,000</u>								
207	<p>b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定</p> <p>○ 揺れ、液状化：震度6弱(3km²)、震度6強(25km²)</p>	<p>b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定</p> <p>○ 揺れ、液状化：震度6弱(3km²)、震度6強(25km²)液</p>									

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
214	<p>液化化可能性 (中: 1 km²、大: 27 km²) ○ 浸水・津波: 最大 531ha (1cm 以上)</p> <p>第 2 章 災害予防計画 第 1 節 防災協働社会の形成推進 第 2 対策 2 災害被害の軽減に向けた取組み</p> <p>市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。</p> <p><u>さらに、市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うため業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p>	<p>液化化可能性 (中: 1 km²、大: 27 km²) ○ 浸水・津波: 最大 586ha (1cm 以上)</p> <p>第 2 章 災害予防計画 第 1 節 防災協働社会の形成推進 第 2 対策 2 災害被害の軽減に向けた取組み</p> <p>市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。</p> <p>(削除) ※第 2 章第 1 8 節第 2 に記載</p>	<p>県計画との整合 記載箇所の変更</p>
215	<p>第 2 節 震災に関する調査研究 第 1 方針 6 地籍調査</p> <p><u>また、県や防災関係機関が行う地震災害に関する調査研究の成果を収集し、市の地震災害対策に活用していくとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。</u></p>	<p>第 2 節 震災に関する調査研究 第 1 方針 6 地籍調査</p> <p><u>市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
217	<p>第 4 節 地盤災害予防計画 第 1 方針 (追加)</p> <p>本市の地盤は、沖積層が厚く軟弱で、海拔も低く、大規模地震時には、地震動により地盤の亀裂、沈下、液化化現象などの地盤破壊が発生する可能性が高い。さらに、都市化に伴い農地の駐車場、工場・住宅用地への転用が急速に進んでいる。こうした土地利用の変</p>	<p>第 4 節 液化化対策等予防計画 第 1 方針</p> <p><u>液化化 (クイック・サンド現象) 危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。</u></p> <p>本市の地盤は、沖積層が厚く軟弱で、海拔も低く、大規模地震時には、地震動により地盤の亀裂、沈下、液化化現象などの地盤破壊が発生する可能性が高い。さらに、都市化に伴い農地の駐車場、工場・住宅用地への転用が急速に進んでいる。こうした土地利用の変</p>	<p>表記の整理 県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
219	<p>化は、地盤災害対策上からも極めて注目すべき事項である。</p> <p>したがって、特に地震及びその後の豪雨による二次災害のおそれが予想される造成地、地盤沈下地域、軟弱地盤地帯（沖積層地帯）等については、これらの地域を的確に把握し、情報を提供するほか、県と連携して土地利用の適正な規制や指導を行うとともに、必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</p> <p>第 2 土地利用の適正誘導</p> <p>地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法（平成元年法律第 84 号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。</p> <p>また、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施し、地震に伴う地盤災害の予防を検討する。</p> <p>第 4 地盤沈下の防止</p> <p><u>風水害等災害対策計画編第 2 章第 9 節「第 1 地盤沈下対策」に定めるところによる。</u></p> <p>第 5 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>第 5 節 公共施設安全確保整備計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>（略）</p> <p><u>このため、各施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>化は、地盤災害対策上からも極めて注目すべき事項である。</p> <p>したがって、特に地震及びその後の豪雨による二次災害のおそれが予想される造成地、地盤沈下地域、軟弱地盤地帯（沖積層地帯）等については、これらの地域を的確に把握し、情報を提供するほか、県と連携して土地利用の適正な規制や指導を行うとともに、必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</p> <p>第 2 土地利用の適正誘導</p> <p><u>液状化による被害等の</u>予防対策としては、基本的には、土地基本法（平成元年法律第 84 号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。</p> <p>また、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施し、地震に伴う<u>地盤に係る</u>災害の予防を検討する。</p> <p>（削除）※第 2 章第 11 節第 6 に記載</p> <p>第 4 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>第 5 節 公共施設安全確保整備計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>（略）</p> <p><u>電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合 記載箇所の変更</p> <p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>
220	<p>第 5 上水道</p> <p>2 応急給水用資機材の点検補修</p> <p>給水車、給水タンク、<u>ドラム缶</u>、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておく。</p> <p>（追加）</p>	<p>第 5 上水道</p> <p>2 応急給水用資機材の点検補修</p> <p>給水車、給水タンク、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておく。</p> <p>第 6 下水道</p> <p>下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当</p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
		<p><u>たつては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。</u></p> <p><u>1 管渠施設の対策</u></p> <p><u>下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。</u></p> <p><u>また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。</u></p> <p><u>2 ポンプ場等施設の対策</u></p> <p><u>下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。</u></p> <p><u>なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。</u></p> <p><u>また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p> <p><u>3 緊急連絡体制の確立</u></p> <p><u>県は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。</u></p> <p><u>4 復旧用資機材の確保</u></p> <p><u>下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。</u></p> <p><u>また、県は、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。</u></p> <p><u>5 復旧体制の確立</u></p> <p><u>下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部 10 県 4 市の相互支援等の体制を確立する。</u></p>	

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
221	<p>第 6 電力施設 第 7 ガス施設 第 8 鉄道 第 9 通信施設 1 電気通信 (4) ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。</p>	<p>6 民間団体の協力 県は、本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、被災後の状況調査（管内テレビカメラ調査）等への支援体制を確立する。 また、下水道管理者は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</p> <p>7 流域下水道BCPに基づく防災対応力の向上 県は、地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため、流域下水道事業継続計画（流域下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、その成果を踏まえて計画内容の充実を図る。</p> <p>第 7 電力施設 第 8 ガス施設 第 9 鉄道 第 10 通信施設 1 電気通信 (4) ソフトバンク株式会社 ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。</p>	<p>表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理</p>
222	<p>第 10 農地及び農業用施設 第 6 節 建築物耐震推進計画 第 2 市における措置</p>	<p>第 11 農地及び農業用施設 第 6 節 建築物耐震推進計画 第 2 市における措置</p>	<p>表記の整理</p>
223	<p>2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。 また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務づける</p>	<p>2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改 正 案	改正理由
230	<p>こととする。</p> <p>第 1 1 節 津波予防対策 第 5 （略） （追加）</p>	<p>第 1 1 節 津波予防対策 第 5 （略） 第 6 地盤沈下の防止 <u>ゼロメートル地帯については、揺れや液状化により堤防の被災や津波によるシンするが生じる恐れがあることから、浸水による被害の潜在的な危険度を高めないように地盤沈下防止対策を実施する。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
232	<p>第 1 2 節 要配慮者の安全対策計画 第 4 避難行動要支援者対策 6 （略） （追加）</p>	<p>第 1 2 節 要配慮者の安全対策計画 第 4 避難行動要支援者対策 6 （略） 7 移送方法等 <u>市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
233	<p>7 避難支援等関係者の安全確保 第 1 3 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画 第 3 防災ボランティア活動の支援 1 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備</p>	<p>8 避難支援等関係者の安全確保 第 1 3 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画 第 3 防災ボランティア活動の支援 1 ボランティアの受入体制の整備 (1) ボランティアの受入体制の整備</p>	<p>表記の整理</p>
235	<p>ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。 (ア) <u>災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。</u> (イ) 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。</p>	<p>ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。 (ア) <u>市は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市は災害ボランティアセンターを設置する。</u> (イ) <u>市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。</u></p>	<p>表記の整理</p>
237	<p>第 1 5 節 企業防災の促進計画 第 2 対策 1 企業の取組 （追加）</p>	<p>第 1 5 節 企業防災の促進計画 第 2 対策 1 企業の取組 <u>(1) 事業継続計画の策定・運用</u></p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
	<p>企業は、災害時の企業の果たす役割（<u>生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生</u>）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、<u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p>（追加）</p> <p>（1） 生命の安全確保 顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に泊ったりすることが想定される施設の管理者等については、<u>まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。</u></p> <p>（2） 二次災害の防止 製造業などにおいて、<u>火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。</u></p> <p>（3） 事業の継続</p> <p>（4） <u>地域貢献・地域との共生</u> 災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、<u>地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。</u> また、<u>平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。</u></p>	<p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p><u>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</u></p> <p><u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p> <p>（2） 生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・<u>生命の安全を確保するものとする。</u></p> <p>（3） 二次災害の防止 <u>落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。</u></p> <p>（4） 事業の継続</p> <p>（5） <u>地域との共生と貢献</u> 緊急時における企業・組織の対応として、<u>自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。</u> <u>企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平</u></p>	<p></p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理 表記の整理 県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
239	<p>第 1 6 節 避難対策計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として<u>災対法施行令に定める基準に従って</u>指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>第 2 避難場所の確保</p> <p>1 広域避難場所の選定</p> <p><u>大震災の場合、消火活動に阻害要素が考えられる密集市街地では火災の延焼が心配されるので、市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、公園、緑地などの整備に努め、必要に応じ広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。なお、広域避難場所の選定基準は概ね次のとおりである。</u></p> <p>2 広域避難場所標識の設置等</p> <p><u>広域避難場所を指定した場合、市は広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。</u></p> <p>3 一時避難場所の確保</p> <p>市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド(校庭を含む)、公共空地等を一時避難場所として確保する。</p> <p>なお、避難者 1 人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。</p>	<p><u>常時から確保することが望ましい。</u></p> <p>第 1 6 節 避難対策計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として<u>災害対策基本法施行令に定める基準に従って</u>指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p><u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u></p> <p><u>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 2 緊急避難場所の指定</p> <p>1 広域避難場所</p> <p>市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。<u>なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。</u></p> <p>(削除) ※ 1 に記載</p> <p>2 一時避難場所</p> <p>市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド(校庭を含む)、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。</p> <p>なお、避難者 1 人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合 記載箇所の変更</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
240	<p>第3 避難所の指定及び整備</p> <p>3 避難所に備えるべき設備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 （略）</p>	<p>第3 避難所の指定及び整備</p> <p>3 避難所に備えるべき設備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 （略）</p>	<p>表記の整理</p>
241	<p>第4 避難路の確保と交通規制計画</p> <p>1 避難路の選定 避難場所を指定した場合、市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>第5 避難に関する意識啓発 市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、避難所等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、市ホームページ及び広報紙等を活用して広報活動を実施するものとする。</p>	<p>第4 避難路の確保と交通規制計画</p> <p>1 避難路の選定 緊急避難場所を指定した場合、市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>第5 避難に関する意識啓発 市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>緊急避難場所</u>や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、避難所等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、<u>市公式Webサイト</u>及び広報紙等を活用して広報活動を実施するものとし、<u>住民の意識啓発</u>を図るものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
242	<p>1 避難所等の広報 （略）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">住民への周知事項</p> <p>① 避難所の名称 ④ 避難所への経路 ② 避難所の所在位置 ⑤ その他必要な事項 ③ 避難地区分け</p> </div> <p>2 避難のための知識の普及 （2）避難時における知識 （追加）</p>	<p>1 避難所等の広報 （略）</p> <p>（1）<u>緊急避難場所、避難所の名称</u> （2）<u>緊急避難場所、避難所の所在位置</u> （3）<u>避難地区分け</u> （4）<u>緊急避難場所、避難所への経路</u> （5）<u>緊急避難場所、避難所の区分</u> （6）<u>その他必要な事項</u> ・<u>指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。</u> ・<u>指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。</u></p> <p>2 避難のための知識の普及 （2）避難時における知識 ア <u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指</u></p>	<p>表記の整理 県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
245	<p>(3) 避難場所、避難所滞在中の心得 (追加)</p> <p>第 6 避難誘導等に係る計画の作成</p> <p>1 市の避難計画</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の管理に関する事項</p> <p>ア 避難場所及び避難所の秩序保持</p> <p>2 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>(2) 義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、避難場所及び避難所の選定並びに保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>第 18 節 防災業務施設・設備等の整備計画</p> <p>(略)</p> <p>地震災害発生時における<u>救援・消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させることが肝要である。</u></p> <p><u>このため各防災関係機関は、防災資機材の整備を図ることが必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 1 (略)</p>	<p><u>定緊急避難場所への移動を原則とすること。</u></p> <p><u>イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること (特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること。)</u></p> <p><u>ウ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと。</u></p> <p>(3) <u>緊急避難場所、避難所滞在中の心得</u></p> <p>3 <u>その他</u></p> <p><u>防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</u></p> <p>第 6 避難誘導等に係る計画の作成</p> <p>1 市の避難計画</p> <p>(5) <u>緊急避難場所及び避難所の管理に関する事項</u></p> <p>ア <u>緊急避難場所及び避難所の秩序保持</u></p> <p>2 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>(2) 義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、<u>緊急避難場所及び避難所の選定並びに保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</u></p> <p>第 18 節 防災業務施設・設備等の整備計画</p> <p>(略)</p> <p>地震・津波災害発生時における<u>応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 1 (略)</p>	<p>表記の整理 県計画との整合</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	(追加)	<p>第 2 公的機関の業務継続性の確保</p> <p><u>1 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</u></p> <p><u>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</u></p> <p><u>2 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</u></p> <p><u>(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u></p> <p><u>(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u></p> <p><u>(3) 電気・水・食料等の確保</u></p> <p><u>(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u></p> <p><u>(5) 重要な行政データのバックアップ</u></p> <p><u>(6) 非常時優先業務の整理</u></p>	県計画との整合
	(追加)	<p>第 3 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p><u>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</u></p>	県計画との整合
	(追加)	<p>第 4 人材の育成等</p> <p><u>市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</u></p> <p><u>このほか、市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</u></p>	県計画との整合
第 2	(略)	第 5 (略)	表記の整理
第 3	浸水対策用資機材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動	第 6 浸水対策用資機材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動	表記の整理

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
246	<p>に必要な、<u>く</u>い、土のう、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保及び水防等浸水対策用倉庫の整備改善並びに点検を行う。</p> <p>第 4 (略) (追加)</p> <p>第 20 節 防災訓練及び防災意識の向上計画 第 1 方針</p> <p>地震災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>防災訓練、教育等の実施の際には高齢者、障がい者、外国人、乳幼</p>	<p>に必要な<u>く</u>い木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。</p> <p>第 7 (略)</p> <p>第 8 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(1) 市災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、<u>災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</u></p> <p>(2) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>市は、<u>災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</u></p> <p>また、市は、<u>十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>附属資料 <u>。災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互 応援に関する協定書</u> <u>。災害時における廃棄物の処理等に関する協定</u></p> </div> <p>第 20 節 防災訓練及び防災意識の向上計画 第 1 方針</p> <p>地震災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</p> <p>市は、<u>防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>防災訓練、教育等の実施の際には高齢者、障がい者、外国人、乳幼</p>	<p>表記の整理 県計画との整合</p> <p>県計画との整合 表記の整理</p>

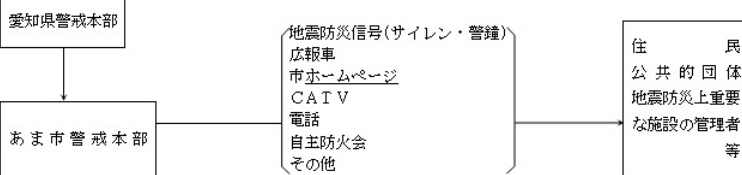
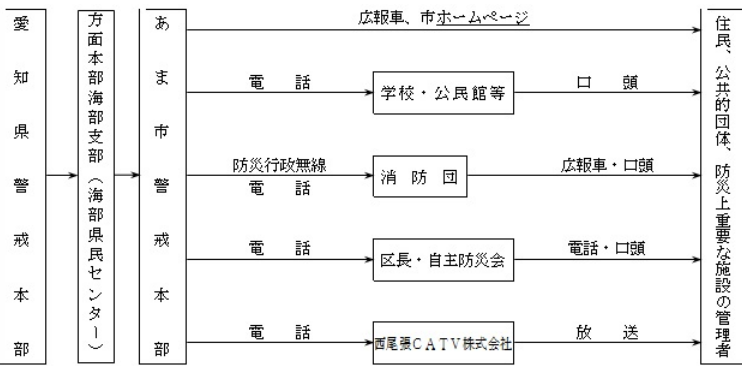
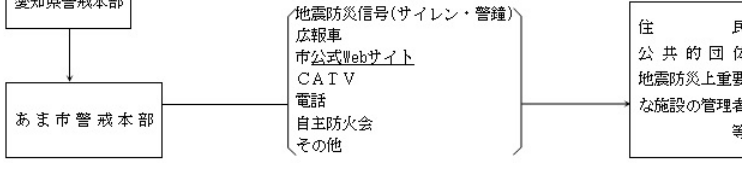
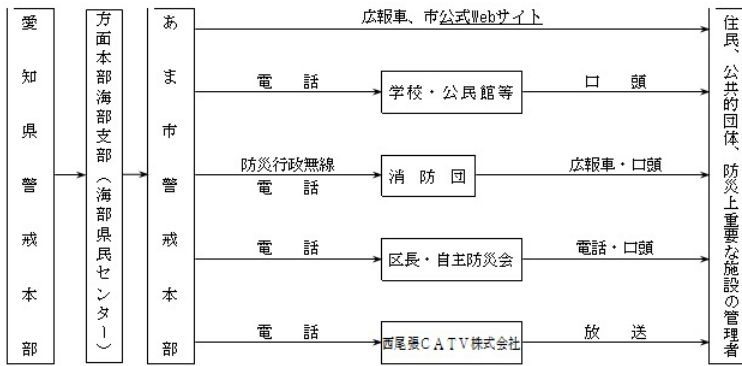
地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
247	<p>児、妊婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>第2 防災訓練の実施</p> <p>6 <u>防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力</u> 市は、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</p> <p>第3 防災のための啓発意識</p> <p>1 地震についての正しい知識、防災対応等の啓発</p> <p>(9) 地域の避難場所、避難路に関する知識 (追加) (追加) (追加)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 家庭における防災の話し合い</p> <p>(12)、(13) (略)</p> <p>2 防災知識の普及啓発 (追加)</p> <p>市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって迅速かつ適切な行動がとれるよ</p>	<p>児、妊婦等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>第2 防災訓練の実施</p> <p>6 防災訓練の指導協力 市は、<u>居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</u> また、<u>防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</u></p> <p>第3 防災のための啓発意識</p> <p>1 地震についての正しい知識、防災対応等の啓発</p> <p>(9) 地域の<u>緊急避難場所、避難路に関する知識</u></p> <p>(10) <u>警報等や避難指示等の意味と内容</u></p> <p>(11) <u>緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動</u></p> <p>(12) <u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。）</u></p> <p>(15)、(16) (略)</p> <p>2 防災知識の普及啓発 市は、<u>防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</u> 市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって迅速かつ適切な行動がとれるよ</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合 表記の整理 県計画との整合 県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理 県計画との整合</p> <p>表記の整理 県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由								
248	<p>う、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布し、防災知識の普及の徹底を図る。</p> <p>4 家庭内備蓄の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3日分以上（可能な限り1週間分程度）</u>の家庭内備蓄を推進する。</p>	<p>う、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布し、防災知識の普及の徹底を図る。</p> <p>4 家庭内備蓄の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、<u>携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー</u>等その他の生活必需品について、<u>可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分</u>の家庭内備蓄を推進する。</p>	表記の整理								
251	<p>第3章 東海地震に関する事前対策計画 第2節 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集 第1 方針</p> <p style="text-align: center;">東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ</p> <hr/> <p>情報の流れ</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">東海地震に関する調査情報</td> <td style="width: 25%;">東海地震注意情報</td> <td style="width: 25%;">東海地震予知情報</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>	東海地震に関する調査情報	東海地震注意情報	東海地震予知情報		<p>第3章 東海地震に関する事前対策計画 第2節 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集 第1 方針</p> <p style="text-align: center;">東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ</p> <hr/> <p>情報の流れ</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">東海地震に関する調査情報 【カラーレベル青】</td> <td style="width: 25%;">東海地震注意情報 【カラーレベル黄】</td> <td style="width: 25%;">東海地震予知情報 【カラーレベル赤】</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>	東海地震に関する調査情報 【カラーレベル青】	東海地震注意情報 【カラーレベル黄】	東海地震予知情報 【カラーレベル赤】		県計画との整合
東海地震に関する調査情報	東海地震注意情報	東海地震予知情報									
東海地震に関する調査情報 【カラーレベル青】	東海地震注意情報 【カラーレベル黄】	東海地震予知情報 【カラーレベル赤】									
254	<p>第3節 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報 第2 警戒宣言等の伝達等 2 市の内部伝達、住民等への伝達 市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、グループウェア、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達・動員方法については、あらかじめ定めた非常連絡網により電話・緊急メール等により行う。 また、住民等に対しては、<u>市ホームページ</u>、広報車、区長等を通じて周知を図る</p> <p>第3 警戒宣言発令時等の広報 2 広報手段等 広報は、西尾張CATV株式会社の協力を得てテレビ放送を行うほか、地震防災信号、広報車、<u>市ホームページ</u>又は自主防災会等を通じて行う。</p>	<p>第3節 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報 第2 警戒宣言等の伝達等 2 市の内部伝達、住民等への伝達 市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、グループウェア、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達・動員方法については、あらかじめ定めた非常連絡網により電話・緊急メール等により行う。 また、住民等に対しては、<u>市公式Webサイト</u>、広報車、区長等を通じて周知を図る</p> <p>第3 警戒宣言発令時等の広報 2 広報手段等 広報は、西尾張CATV株式会社の協力を得てテレビ放送を行うほか、地震防災信号、広報車、<u>市公式Webサイト</u>又は自主防災会等を通じて行う。</p>	表記の整理								

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	 <p>第 4 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</p> <p>1 収集・伝達系統</p>  <p>2 報告事項・時期 (3) (略)</p>	 <p>第 4 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</p> <p>1 収集・伝達系統</p>  <p>2 報告事項・時期 (3) (略)</p>	<p>表記の整理</p>
256	<p>様式 ○避難・地震防災応急対策の実施状況 (速報用)</p> <p>○避難・地震防災応急対策の実施状況報告</p>	<p>様式 ○避難・地震防災応急対策の実施状況 (速報用) (様式第 5 1 号)</p> <p>○避難・地震防災応急対策の実施状況報告 (様式第 5 2 号)</p>	<p>表記の整理</p>
258	<p>第 4 節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>5 通信確保用の資機材・人員の配備</p> <p>(2) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。</p>	<p>第 4 節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>5 通信確保用の資機材・人員の配備</p> <p>(2) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。</p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
259	<p>9 医療救護用の資機材・人員の配備</p> <p>(3) 日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。</p> <p>第5節 発災に備えた直前対策</p> <p>第2 避難等対策</p> <p>1 市が行う避難対策</p>	<p>9 医療救護用の資機材・人員の配備</p> <p>(3) 日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。</p> <p>第5節 発災に備えた直前対策</p> <p>第2 避難等対策</p> <p>1 市が行う避難対策</p>	表記の整理
260	<p>(1) 市は、あらかじめパンフレット、市ホームページ等により、警戒宣言発令時にとるべき安全確保対策、また想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、住民等に対して周知徹底を図る。</p> <p>第5 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>1 飲料水</p>	<p>(1) 市は、あらかじめパンフレット、市公式Webサイト等により、警戒宣言発令時にとるべき安全確保対策、また想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、住民等に対して周知徹底を図る。</p> <p>第5 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>1 飲料水</p>	表記の整理
262	<p>(1) 水源の確保</p> <p>エ <u>飲料水がなお不足する場合は、飲料水利用プール、ため池及び河川等を第二水源として、ろ水機により浄化し飲料水の確保をする。</u></p> <p>2 電気</p> <p>(3) 安全広報</p> <p>テレビ、ラジオ等の報道機関及びホームページを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。</p>	<p>(1) 水源の確保 (削除)</p> <p>2 電気</p> <p>(3) 安全広報</p> <p>テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。</p>	表記の整理
264	<p>第6 生活必需品の確保</p> <p>(略)</p> <p>各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食糧等生活必需品は原則として支給されないおそれがあること、また地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、<u>3日分以上(可能な限り1週間分程度)</u>の飲料水、食糧を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第7 金融対策</p> <p>1 本市に営業所を置く民間金融機関の措置</p>	<p>第6 生活必需品の確保</p> <p>(略)</p> <p>各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は原則として支給されないおそれがあること、また地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、<u>可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7 金融対策</p> <p>1 本市に営業所を置く民間金融機関の措置</p>	表記の整理
265	<p>(2) 営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる</p>	<p>(2) 営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる</p>	表記の整理

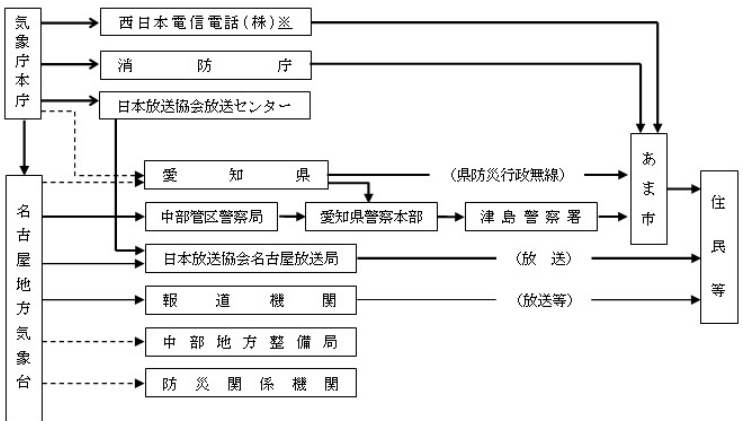
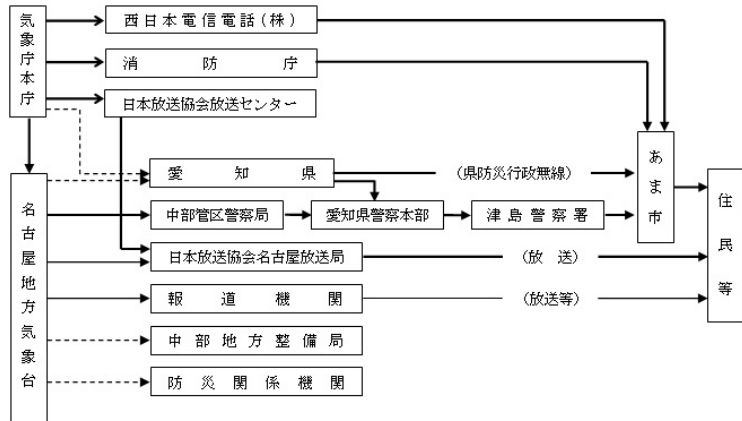
地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。</p> <p>2 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>(2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。</p> <p>3 証券会社等の措置</p> <p>(2) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。</p>	<p>営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。</p> <p>2 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>(2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。</p> <p>3 証券会社等の措置</p> <p>(2) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
266	<p>第9 交通対策</p> <p>1 道路</p> <p>(1) 運転者のとるべき措置の周知</p> <p>ア 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。</p>	<p>第9 交通対策</p> <p>1 道路</p> <p>(1) 運転者のとるべき措置の周知</p> <p>ア 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。</p>	<p>表記の整理</p>
267	<p>(7) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付</p> <p>緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、次の「緊急通行車両確認証明書」を、風水害等災害対策計画編第3章第20節「輸送計画」で定める標章とともに申請者に交付する。</p>	<p>(7) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付</p> <p>緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。</p>	<p>表記の整理</p>
268			

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由																															
	<p style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第 号</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">愛知県知事 印 愛知県公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td>番号標に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>輸送人員又は品名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者</td> <td>住 所</td> <td style="text-align: center;">電話番号 () —</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸送日時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">輸送経路</td> <td style="text-align: center;">出発地</td> <td style="text-align: center;">目的地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>用紙は、日本工業規格A5とする。</p>	第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書					愛知県知事 印 愛知県公安委員会 印	番号標に表示されている番号			輸送人員又は品名			使用者	住 所	電話番号 () —	氏 名		輸送日時			輸送経路	出発地	目的地			備 考			<p>(削除)</p>	
第 号		年 月 日																																
緊急通行車両確認証明書																																		
		愛知県知事 印 愛知県公安委員会 印																																
番号標に表示されている番号																																		
輸送人員又は品名																																		
使用者	住 所	電話番号 () —																																
	氏 名																																	
輸送日時																																		
輸送経路	出発地	目的地																																
備 考																																		
272	<p>第6節 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第2 道路</p> <p>1 市ホームページ等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。</p> <p>なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、市ホームページ等により、その内容を伝達するものとする。</p>	<p>第6節 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第2 道路</p> <p>1 市公式Webサイト等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。</p> <p>なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、市公式Webサイト等により、その内容を伝達するものとする。</p>	表記の整理																															
281	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 方針</p> <p><u>地震情報、被害情報等を迅速かつ的確に収集、伝達し、防災活動対策に資するものとする。</u></p>	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 方針</p> <p>1 <u>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。</u></p> <p>2 県、市町村及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施</p>	県計画との整合																															

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現 行 (平成 28 年 3 月修正)	改 正 案	改正理由
282	<p>第2 地震に関する情報及び伝達</p> <p>2 地震情報の伝達</p> <p>(1) 気象庁、名古屋地方気象台の措置</p>  <p>(注) 1、2 (略)</p> <p>3 気象庁本庁から西日本電信電話(株) (NTTマーケティングアクト福岡104センター) には、津波特別警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>※ 西日本電信電話(株)は、当該業務をNTTマーケティングアクト福岡104センターで行っている。</p>	<p>できるよう、災害に関する情報の共有に努める。</p> <p>3 市は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。</p> <p>第2 地震に関する情報及び伝達</p> <p>2 地震情報の伝達</p> <p>(1) 気象庁、名古屋地方気象台の措置</p>  <p>(注) 1、2 (略)</p> <p>3 気象庁本庁から西日本電信電話(株)には、<u>大津波警報</u>及び津波警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>(削除)</p>	<p>県計画との整合</p>
283	<p>第3 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 被害状況等の収集・伝達</p> <p>(2) 市長の措置</p> <p>市長は、<u>異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。</u></p>	<p>第3 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 被害状況等の収集・伝達</p> <p>(2) 被害情報の収集</p> <p>市長は、<u>人的被害の状況 (行方不明者の数を含む)、建築物の被害、火災、津波の発生状況等の情報を収集する。</u></p> <p>特に災害発生直後においては、<u>概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を</u></p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(追加)</p> <p>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>3 報告の方法</p> <p>(2) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。</p> <p>4 重要な災害情報の収集・伝達</p> <p>市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、<u>その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。</u></p> <p><u>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</u></p> <p><u>市は、市の区域内で震度 4 以上の地震が発生した場合は、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、文書（様式）により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）</u></p> <p>また、震度 5 強以上の地震が発生したときは、第一報を、直接消</p>	<p><u>推定するための関連情報の収集にあたる。</u></p> <p><u>なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。</u></p> <p>(3) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</u></p> <p><u>災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</u></p> <p>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>3 報告の方法</p> <p>(2) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を<u>尽く</u>して報告するよう努めるものとする。</p> <p>4 重要な災害情報の収集・伝達</p> <p>(1) <u>国に対する逐次の情報伝達</u></p> <p><u>関係機関は、自己の管理する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。</u></p> <p>(2) <u>災害の規模の把握のために必要な情報</u></p> <p><u>市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。</u></p> <p>(3) <u>安否情報</u></p> <p><u>市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。</u></p> <p><u>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあ</u></p>	<p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p> <p>県計画との整合 表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p><u>防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</u></p> <p><u>なお、確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</u></p> <p><u>おつて、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国（消防庁）に報告する。</u></p>	<p><u>たつては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</u></p> <p><u>(4) 孤立集落に係る情報</u></p> <p><u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市町村に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</u></p>	
285	<p>第4節 災害広報計画</p> <p>第1 方針</p> <p><u>震災時の混乱した事態においては、災害地や隣接地域の住民が適切な判断による行動がとれるよう、防災関係機関と連携して災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報するものとする。</u></p> <p><u>また、混乱が終息した後は、民心の安定と速やかな応急対策を図るため、広聴活動を行い、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>第4節 災害広報計画</p> <p>第1 方針</p> <p><u>1 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。</u></p> <p><u>2 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
286	<p>第6節 消防活動計画</p> <p>第2 対策</p> <p>1 大震火災防御計画の推進</p> <p>(1) 防御方針</p> <p>ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を取めない場合は、部隊を集中して人命の保護と最重要地域の確保に当たる。</p> <p>エ 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保に当たる。</p>	<p>第6節 消防活動計画</p> <p>第2 対策</p> <p>1 大震火災防御計画の推進</p> <p>(1) 防御方針</p> <p>ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を取めない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。</p> <p>エ 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。</p>	<p>表記の整理</p>
290	<p>第7節 避難計画</p> <p>第4 避難勧告・指示等の基準</p> <p>避難勧告、指示の基準は次のとおりとする。</p>	<p>第7節 避難計画</p> <p>第4 避難勧告・指示等の基準</p> <p>避難勧告、指示の基準は次のとおりとする。</p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）		改正案		改正理由
	区分	内容	区分	内容	
292	避難勧告の発令	<ul style="list-style-type: none"> ◆余震などで建物崩壊、<u>がけや土砂崩れ</u>などの2次被害の恐れがある住民や建物 ◆応急危険度判定で、危険と判定された家屋に居住するもの 	避難勧告の発令	<ul style="list-style-type: none"> ◆余震などで建物崩壊、<u>火災</u>などの2次被害の恐れがある住民や建物 ◆応急危険度判定で、危険と判定された家屋に居住するもの 	県計画との整合表記の整理
	<p>第9節 浸水・津波対策計画</p> <p>第5 津波対策</p> <p>2 避難勧告の指示</p> <p>(1) 市は、災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに係なく覚知したときは、広報車等により避難指示等を発令するとともに、避難所の開設を行う。</p>	<p>第9節 浸水・津波対策計画</p> <p>第5 津波対策</p> <p>2 避難の指示等</p> <p>(1) 避難指示等</p> <p>津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p>その他地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。</p> <p>なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</p> <p>(2) 避難準備情報</p> <p>一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。</p> <p>(3) 屋内避難</p> <p>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</p>			

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
294	<p>第 1 6 節 廃棄物処理計画</p> <p>第 2 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、<u>災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）</u>を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。<u>また災害においては、被災状況を調査し災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p> <p>第 3 大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>市は、廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬機材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、<u>県及び周辺市町村と密接な連絡のもとに処理体制を確立する。特に、がれきの処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。</u></p> <p><u>なお、解体現場において分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。</u></p> <p>(追加)</p> <p>第 4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>廃棄物の広域的な処理体制を図るため、<u>県が国、他県、他市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力を行うので、市は県と連携協力して、廃棄物の円滑な処理を推進する。</u></p> <p>市は、<u>地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。</u></p> <p>市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町</p>	<p>(4) <u>対象地域の設定</u> <u>避難準備情報や避難指示を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u></p> <p>第 1 6 節 廃棄物処理計画</p> <p>第 2 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>市は、被災状況を調査し、<u>発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。</u></p> <p>第 3 大規模災害が発生した場合の対策</p> <p><u>1 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡のもとに処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。</u></p> <p><u>2 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</u></p> <p><u>3 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</u></p> <p>第 4 周辺市町村及び県への応援要請</p> <p>廃棄物の広域的な処理体制を図るため、<u>県が国、他県、他市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力を行うので、市は県と連携協力して、廃棄物の円滑な処理を推進する。</u></p> <p>市は、発生した場合に備えて、「<u>災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定</u>」を締結している。</p> <p>市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
300	<p>村及び県に応援要請を行う。 なお、廃棄物処理の支援体制は、次のとおりである。</p> <p>第 2 1 節 帰宅困難者対策計画</p> <p>第 2 方針 (略)</p> <p>このため、まず、事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>村又は県に応援要請を行う。 なお、廃棄物処理の支援体制は、次のとおりである。</p> <p>第 2 1 節 帰宅困難者対策計画</p> <p>第 2 方針 (略)</p> <p>このため、まず、事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
301	<p>第 2 3 節 道路交通対策計画</p> <p>第 2 自動車運転者の措置</p> <p>1 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) <u>車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</u> <u>駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p>第 3 道路管理者における措置 (追加)</p>	<p>第 2 自動車運転者の措置</p> <p>1 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。</u></p> <p>(4) <u>車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。</u></p> <p>(5) <u>やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</u></p> <p>(6) <u>駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p>第 3 市における措置</p> <p>(1) <u>道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</u> ア <u>巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。</u> イ <u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p>(2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u> ア <u>道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
305	<p>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動を行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>第 2 6 節 電力施設対策計画 第 3 大規模災害が発生した場合の対策 6 広報体制 (1) 利用者に対する広報 ア 災害時における PR 電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、<u>ホームページ</u>等の広報機関その他を通じて PR する。</p>	<p><u>イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</u> <u>なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。</u> <u>また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</u></p> <p><u>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p><u>エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。</u></p> <p><u>(3) 情報の提供</u> <u>緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</u></p> <p>第 2 6 節 電力施設対策計画 第 3 大規模災害が発生した場合の対策 6 広報体制 (1) 利用者に対する広報 ア 災害時における PR 電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、<u>Webサイト</u>等の広報機関その他を通じて PR する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>
311	<p>第 3 0 節 下水道施設対策計画 第 2 方針 下水管渠、ポンプ場、<u>終末処理場</u>の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。</p> <p>第 3 応急復旧活動の実施 (追加)</p>	<p>第 3 0 節 下水道施設対策計画 第 2 方針 下水管渠、ポンプ場等の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。</p> <p>第 3 応急復旧活動の実施 <u>下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
313	<p>第 3 5 節 応援要請計画 <u>風水害等災害対策計画編第 3 章第 34 節「応援要請計画」に定めるところによる。</u></p>	<p><u>勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。</u></p> <p>第 3 5 節 応援要請計画 第 1 方針 <u>風水害等災害対策計画編第 3 章第 34 節「応援要請計画」に定めるところによるものとするが、南海トラフ地震の発生時における広域受援について、次のとおり定めるものとする。</u></p> <p>第 2 市における措置 <u>南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。</u> <u>県、市、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>(1) 緊急輸送ルートの確保</u> <u>被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動</u></p> <p><u>(2) 救助・救急、消火活動</u> <u>あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動</u></p> <p><u>(3) 災害医療活動</u> <u>全国から派遣された DMA T 等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動</u></p> <p><u>(4) 物資調達</u> <u>県が市からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動</u></p> <p><u>(5) 燃料供給</u> <u>災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</u></p>	<p>県計画との整合</p>
中表紙 314	<p>第 5 章 災害復旧計画 第 5 章 災害復旧計画</p>	<p>第 5 章 災害復旧・復興計画 第 5 章 災害復旧・復興計画</p>	<p>表記の整理 表記の整理</p>